

① 施設入所支援（利用定員30名のサービス費）基本的なサービス利用料金

利用者の障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2 以下
サービス利用料金（1日あたり）	4,590円	3,870円	3,120円	2,360円	1,710円

加算項目	全障害支援区分 共通
夜勤職員配置体制加算（1日あたり） ※夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合	600円
重度障害者支援加算（Ⅱ）（1日あたり）（体制加算）① ※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合	70円
重度障害者支援加算（Ⅱ）（1日あたり）（個別支援）② ※上記①研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する方に対して夜間に個別支援を行った場合 ※加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+7000円	1,800円
入所時特別支援加算（入所から30日を限度として・1日あたり） ※新規利用者を受け入れた場合、入所から30日以内の期間について加算	300円
入院・外泊時加算（Ⅰ）（8日を限度として・1日あたり） ※利用者が、病院棟等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等	3,200円
入院・外泊時加算（Ⅱ）（上記（Ⅰ）に引き続いて82日を限度・1日あたり） ※入院において日常生活上の支援を行い、また外泊にあつては、家族等との連絡調整、交通手段の確保等を週1回以上行った場合	1,910円
入院時支援特別加算（90日を超える入院期間4日未満・訪問1回以上・1月あたり） ※利用者が入院した際、病院等との連絡調整や入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合	5,610円
入院時支援特別加算（入院期間4日以上・訪問2回以上・1月あたり） ※利用者が入院した際、病院等との連絡調整や入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合	11,220円
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月あたりの報酬全体に対して一定の割合を加算する） ※福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られている場合	8.6%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ※所定単位数合計に対し一定の割合を加算（1月あたりの報酬全体に対する割合を算定する）	2.1%
令和3年4月1日サービス分から令和3年9月30日サービス分まで新型コロナウイルス対策として基本報酬に対して0.1%上乘せ	—